

未だに「アメリカという国」を捉えていない日本

「銃乱射事件はなぜ後を絶たないのか」

松尾文夫

日本はいぜんとして、「アメリカという国」をきちんと捉えていない——一八五三年ペリー艦隊の来航で日本とアメリカとの関係が始まってから一五九年、あの太平洋戦争という悲劇までを経験しながらも、このすれ違い現象はまだまだ続いている、というのが私の考えである。

そのほんの一例を挙げてみよう。アメリカ各地で定期的といってもいいほどの頻度で発生する銃乱射事件。このニュースに対する日本のマスコミの取り上げ方に、こうしたアメリカ理解の空白の一つが象徴的ににじみ出ていると思うからである。

しかし、アメリカの銃犯罪のルーツは深く、重く、西部劇の世界だけでは説明がつかない。某紙の記事も触れているアメリカ合衆国憲法修正第二条という「アメリカという国」そのものの成り立ち、その建国インフラと関わって来るからである。きちんと捉えておかねばならないのは、この点である。なぜ銃乱射事件が繰り返され、いつまでたっても有効な規制策が打ち出されないのか、という謎がいつまでたっても解けてこないのもこのためである。日本で欠けているのは、この原点の掌握であると思う。

アメリカ建国の呪縛

修正第二条とは以下の規定である。

「規律ある民兵は自由な国家の安全にとって必要であるから、人民が武器を保有し、または携帯する権利は、これを侵してはならない」
(斎藤真訳)

一七九一年、アメリカ合衆国憲法の発効三年後に追加された基本的人権保障条項一〇箇条、いわゆる権利章典の二番目の条文で、言論、出版の自由、集会、請願の権利の保障で有名な修正第一条に続いて登場する。

これはイギリスの立憲王制の基礎となった名誉革命の結果、一六八九年にできあがったイギリスの権利章典をお手本にしている。以後十八世紀に向けての啓蒙主義の高まりの中で、「奴隸とは異なる自由民」の権利として武装を認められた「規律ある民兵」が

二〇一二年七月二十日、コロラド州の映画館で人気映画『バットマン』シリーズ最新作を上映中、ガスマスクをつけた犯人が館内を乱射し、一二人が死亡するという事件が起こった時、日本の某紙は「アメリカでは銃の本格規制には反発が根強く、とりわけ開拓時代からの自衛の伝統を受け継ぐ土地柄で声をあげるのには簡単ではない」と書いた。

これは決して間違いではない。アメリカの開拓時代を、インディアンを銃でけちらかす西部劇映画のイメージで捉えることが一般化している日本では、分かり易い。

国王の常備軍と対峙する構図が生まれ、国王、さらにはその常備軍の専制を許さず、これと戦うための「市民皆武装」という過激化した意識が、大西洋を越え、アメリカ大陸に渡る。そのアメリカ植民地では、国王がイギリス議会に代表を送ることを認めず、増税だけを押し付ける「専制」に、一三の州が団結して反旗をひるがえし、アメリカ独立革命の火が噴く。

そこでは、すべての市民が「規律ある民兵」であった。ワシントン大陸軍がイギリス国王軍とその傭兵部隊を打ち破り、「アメリカという国」が出来上がる過程で、連邦中央政府は「必要悪」(トーマス・ペイン)であり、その「専制化」を防ぐためにも、「市民皆武装」が必要だとのテーゼが定着する。一七八八年のアメリカ合衆国憲法制定前の段階で、ほとんどの州が事実上の独立国として制定していた州憲法には、この修正第二条とより二つの条項が登場している。

従って、一七八七年、フィラデルフィアで始まった合衆国憲法制定会議では、この修正第二条は当初、既成事実化しているとして他の権利条項と共に条文には加えられなかった。しかし、そこから、日本にはあまり伝わっていないアメリカ建国の「呪縛」が始まる。

実はフィラデルフィアでの憲法制定会議では、独立を果たしたばかりの旧宗主国イギリスを始めとする欧州列強に伍していくためにも、強力な中央政府の存在が欠かせないとするフェデラリスト派と、あくまでも州の権利を重視し、「小さな中央政府」を主

張する反フェデラリスト派との間の綱引きが続いていた。

つまり、突き詰めると、「政府」にどのような機能を持たせるのか、役割を期待するのかがめぐって、「アメリカという国」は建国の初声を上げるときから議論が続けていたということである。この伝統は現在にも引き継がれている。今年の大統領選挙戦でのオバマ・ロムニーの医療保険改革をめぐる論戦、具体的には共和党が、既に成立して制度化が進んでいるオバマケアの即時廃棄をスローガンとするかつかつてない対決状況が生まれているのも、突き詰めると「政府」のあり方をめぐる対立である。二二〇年以上たっても、フェデラリストと反フェデラリストがアメリカ合衆国憲法制定会議と同じような論争をやっているとも言える。

修正第二条という錦の御旗

この対立の結果、合衆国憲法の成立に九つの州の議会による批准が必要となる段階になって、反フェデラリスト派は「修正第二条を含めた権利章典部分を中央政府専制化防止へのさらなる保証」として、憲法の条文に加えるべきだ」と主張する。これが認められなければ批准を拒否するとの強い立場の表明に対し、フェデラリスト派も譲歩し、ジェファソンの「中央政府の権力の乱用を防ぐためには、念には念を入れる形で権利章典を明記しておく価値もあるだろう」との判断もあつて、妥協が成立する。

こうして一七八九年六月、新合衆国憲法に則って初めて開かれ

遠ざけられた」と語っていた。

事実、今回のシャロットでの民主党全国党大会で採択された民主党綱領の中では、銃暴力の多発を痛みながらも、「我々には、銃器についての正直で開かれた全国的な討議が必要だ。現存する銃砲規制法の効果的な執行に焦点をあてるべきだ」と漠然と述べているだけで、銃砲規制の新たな法律提案などには一切触れていない。

片や、共和党のタンパ全国党大会で採択された綱領では、「修正第二条。すなわち、我々の銃を保持し携行する権利。我々は、アメリカ合衆国憲法に先立って保持し、のちに修正第二条で、厳粛に確認された市民一人一人が武器を持つ権利を確認する」と高らかに宣言している。まさに先に述べた合衆国憲法制定に先立つ各州の憲法の時代から認められた神聖な権利であるという認識が表明されている。

銃規制は争点とならず、乱射事件は続く

こうしてアメリカの銃砲規制は、一九九三年に制定された「全国即時犯罪歴照会システム」を導入した規制法（八一年のレーガン大統領暗殺未遂事件の際、重傷を負ったブレイ報道官にちなんでブレイ法と呼ばれる）、さらにその翌年、拳銃などくらべて格段の殺傷能力を持つAK47などアソートウェーポンに対する、新たな規制強化が一〇年間の時限立法で制定されて以来、完全にストッ

た連邦議会の第一回会期中に、出来上がったばかりの憲法の修正条項が発動され、修正という形で権利章典部分の追加が実現し、二年間もかかった九州の批准をへて、一七九一年、修正第二条は、陽の目を見る。以来、二二一年、これまで約七百回といわれる修正の試みも実らず、今も健在である。世界最古の成文憲法であるアメリカ合衆国憲法の一部として「アメリカという国」の統治インフラの一部であり続ける。

したがって、この錦の御旗のもとで、アメリカの世論では、今や銃砲規制反対派が主流である。そのPR活動で中心的な役割を果たしているNRA（全米ライフル協会）の会員は、今や四〇〇万人を超す。豊富な資金力もあつて、その政治的影響力は共和党を越え、民主党の一部にも及んでいる。もちろん共和党内で大きな影響力を持つようになった茶会グループは、増税反対でイギリス国王にたてついた建国の父達への敬意の裏側で、この「専制排除」の名のもとでの武力行使の権利の熱心な支持者である。

クリントン時代までは、それなりに活動を続けてきた銃規制派は、現在ほぼ完全な沈黙状態にあり、NRAに対抗するはずの「銃暴力阻止連合」のスポークスマンは、二〇〇三年の段階で「民主党はあえて自らの責任で、銃規制問題についての発言を放棄している。二〇〇二年の中間選挙戦からは、銃砲規制推進のスローガンも持ち出さなくなった。票にならないことがはっきりしているからだ。銃規制推進の政策をアドバイスする人達は、党組織から

プしている。

逆に二〇〇五年には、銃器によって殺傷された遺族が銃器製造会社や販売仲介業者に対して行う損害賠償訴訟を大幅に制限する「合法的銃器取引保護法」が上下両院を通過し、W・ブッシュ大統領が署名して成立した。銃器の製造や販売などを合法的に行う業者が銃砲犯罪の被害者や地方自治体から補償を求められるのを「免責」するのが同法の目的であった。

アソートウェーポン規制法も一〇年の期限が切れた二〇〇四年に再選された同じW・ブッシュ大統領によって更新は見送られた。二〇〇八年には、連邦最高裁が全米で一番厳しかった首都ワシントンの銃規制法の一部を違憲とする判決を出した。NRAは勢いづくばかりである。

コロラドでの映画館乱射事件の翌日、別の日本の某紙は、この事件によって銃砲規制問題が大統領選挙の争点となるだろうとの記事を掲載した。これもまったくアメリカの現実とはかけ離れた観測である。事件から二カ月後、ロムニー共和党候補も、オバマ大統領もそれぞれの党大会での指名受託宣言で、銃規制には一言も触れていない。

こうして、悲惨な銃乱射事件はこれからも起こり続ける。「アメリカという国」は、その民主主義の一部として銃の使用、つまり武力行使はいとわれないDNAをもって生まれた過激な国であることを忘れてはいけない。